



平成 26 年 10 月 9 日

自 動 車 局

**「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等  
の一部改正について**

自動車の安全性の向上及び国際的な基準調和の観点から、今般、国連の「方向指示器に係る協定規則（第6号）」、「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第7号）」、「電波障害防止装置に係る協定規則（第10号）」、「停止表示器材に係る協定規則（第27号）」等に関し、相互認証協定に定める規則改定手続きを経て、国内基準に導入することとしました。

このため、「装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）」等を改正し、公布・施行しますので、お知らせします。

（改正の詳細は別紙参照）

**問い合わせ先**

自動車局環境政策課 : 後藤、新保

技術政策課 : 村井、東海

審査・リコール課 : 野原

環境政策課 : 03-5253-8111 (内線 42532)、直通 03-5253-8604

技術政策課 : 03-5253-8111 (内線 42255)、直通 03-5253-8591

審査・リコール課 : 03-5253-8111 (内線 42313)、直通 03-5253-8596